平成28年7月22日 告示第484号

改正 令和2年4月1日告示第176号

(目的)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。以下「骨髄バンク事業」という。)において、骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)を提供した者(以下「ドナー」という。)及びドナーを雇用する事業者に対し、骨髄・末梢血幹細胞ドナー等助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、骨髄等の移植及び骨髄等の提供希望者の登録の推進に資することを目的とする。
- 2 助成金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に 定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

- 第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げるものとする。
  - (1) 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った日(以下「骨髄等提供日」という。) に市内に住所を有するドナーで、当該骨髄等の提供について他の自治体等から助成を受け ていない者
  - (2) 前号に規定する者(骨髄等提供日に在職している者に限る。)を同日から第4条の申請書を提出する日まで引き続いて国内の事業所(国,地方公共団体,独立行政法人,地方独立行政法人,国立大学法人及び公立大学法人を除く。以下同じ。)で雇用している者(以下「事業者」という。)
- 2 事業者への助成金は、前項第1号のドナーにつき複数雇用する事業者があるときは、当該 ドナーに指定された一の事業者を対象とする。

(助成金の額)

- 第3条 助成金の額は、1回の骨髄等の提供につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
  - (1) ドナー 骨髄等の提供を行うために通院し、又は入院する日数に応じ、それぞれ次に

掲げる額。ただし、1回の骨髄等の提供につき105、000円を限度とする。

- ア 通院 1日当たり 5,000円
- イ 入院 1日当たり 20,000円
- (2) 事業者 雇用しているドナーが骨髄等の提供を行うため休業する日数に応じ、1日当たり10,000円。ただし、1回の骨髄等の提供につき90,000円を限度とする。
- 2 前項第1号の通院又は入院は、次に掲げるものを対象とする。
  - (1) 健康診断又は自己血採血のための通院
  - (2) 骨髄等の採取のための入院
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院 (交付申請)
- 第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、骨髄等提供日から90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
  - (1) 申請者がドナーの場合は、骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したこと等を証明する書類
  - (2) 申請者が事業者の場合は、助成対象のドナーに係る前号の書類の写し及び助成対象のドナーとの雇用関係を証明する書類
  - (3) 所定の請求書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

- 第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の適否を 決定し、助成金の交付を決定したときは、所定の通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、審査の結果、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、所定の不交付 決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、助成金の交付の適否を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者 に対し、当該決定に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日以後に骨髄等を提供したものに係る 助成金について適用する。

附 則(令和2年4月1日告示第176号)

この要綱は、告示の日から施行する。